

第 312 回愛媛海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和 7 年 3 月 13 日（木）13：30～14：30

2 開催場所 松山市二番町四丁目 6 番地 2
愛媛県水産会館 6 階大会議室

3 出席者

(1) 委員 佐々木護 網江正安 喜田ヒサ子 林喜代行 藤田一也
平井義則 武田晃一 中矢宏明 福島大朝 立花弘樹
渡邊敏孝 竹ノ内徳人 中山達也

(計 13 名)

(2) 県 農林水産部水産局水産課 梶田課長 (事務局長)
山下主幹 (事務局次長)
久枝漁業調整係長
東予地方局水産課 成田課長
東予地方局今治支局水産課 木原課長
中予地方局水産課 伊藤課長
南予地方局水産課 八木課長
南予地方局愛南水産課 高島課長
南予地方局八幡浜支局水産課 薬師寺課長

(計 9 名)

(3) 事務局 逢阪書記 篠崎書記 大谷書記 松本書記

(計 4 名)

(4) 傍聴者 なし

4 付議事項

(1) くろまぐろ及びするめいかに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

(2) 令和 7 年度の新規の許可等について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

(3) 新規の許可等について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

(4) 宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示について

【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

(5) 宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示について

【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

5 報告事項

- (1) くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (2) 資源管理の状況等の報告について
- (3) 連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況について

6 その他

7 議事の内容

1 開会

逢阪書記 定刻より若干早いですが、ただいまから、第312回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。

本日は高木委員が、都合により欠席ですが、委員定数15名に対し13名の委員が出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立していることを御報告します。

また、会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は、1枚ものの式次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から資料6、1枚ものの資料7でございます。資料の方はお揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を佐々木会長にお願いします。

2 会長挨拶

佐々木会長 皆さん、こんにちは。委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、年度末のお忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は、当委員会の運営に何かとお力添えをいただき、誠にありがとうございます。改めて、御礼申し上げます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、くろまぐろ及びするめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、令和7年度の新規の許可等について、新規の許可等についての諮問3件のほか、3月末をもってその有効期間が満了する委員会指示2件について、御審議をいただくことになっております。

また、くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてなど、3件の報告事項もあります。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜われますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

3 議事録署名人選出

佐々木議長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。慣例により、私か

ら、指名させていただきます。

本委員会の議事録署名人は、中山委員さんと、竹ノ内委員さんの御両名にお願いします。

4 (1) 第1号議案（くろまぐろ及びするめいに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問））

佐々木議長 これより、議事に入ります。第1号議案、くろまぐろ及びするめいに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題とします。

事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料1の1ページを御覧ください。
知事からの諮問文を朗読します。

（諮問文朗読）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆様から御意見、御質問がありましたら、お伺いします。

福島委員 クロマグロは、昨年も様々な問題がありました。漁獲方法については、愛南町の一本釣りなど許可制の漁業種類がありますが、その他のまき網や流し網で、意図せずにクロマグロが混獲されるなどの問題が起きています。その混獲されたクロマグロの漁獲枠や手段を定めておかないと、今後問題になっていくと思います。

久枝係長 今回、国の方から上乗せの配分がありました。承認漁業が主な漁業であるため、その上乗せ分につきましては、現場の方で適切に判断していただければと思います。

福島委員 現場で適切に判断するとのことですが、市場であれば、八幡浜、愛南や宇和島は、クロマグロの小型魚が揚がってきても、管理はできると思います。しかし、意図せず混獲されたクロマグロを市場で受け入れるのかなどの判断は、ある程度決めておかないと、今までと同様にまき網等の混獲により、クロマグロの漁獲枠を超過するなどの問題は起きると思います。

立花委員 福島委員から発言がありましたが、今回、国からの上乗せ分が、混獲に対しての救済措置としての枠なのか分かりませんでした。今までは、ほとんどが愛南町で漁獲されていたため、愛南の漁業者で管理をしてきましたが、最近では内海でも漁獲されるようになってきています。

あくまで案ですが、過去に宇和島や八幡浜で混獲によって、クロマグロが揚がっているの、上乗せ分は各市場に割り振り、各市場で枠を超えないように管理していくのはどうでしょうか。少なくとも一本釣りは管理で

きているので、まき網や流し網等で混獲されたクロマグロにおいても、同様に管理はできると思います。

平井委員　今回は許可枠についての説明でしたが、現在では、地球温暖化の影響によって、今まで獲れていなかった宇和島や八幡浜で、クロマグロが獲れるようになってきました。立花委員とも以前に話しましたが、枠の半分は今までどおり、愛南町の漁業者で管理し、残りの半分を他の市場で管理していかないと、今後、地球温暖化の影響でクロマグロの漁獲量が増えてくる可能性もありますので、漁業者間でトラブルが起きる可能性があります。3つの市場で、クロマグロの枠を決めることは難しいと思いますので、県の方でも一度検討していただきたいと思います。

梶田課長　今回御提案させていただいているのは、国からの配分を県全体としてどのように管理していくかということですので、現場でどのように管理していくかについては、今後、協議させていただきたいと考えています。

佐々木議長　国からの漁獲枠の配分が増えてきている状態で、まき網を含めた獲る方の問題が起きていますが、先ほど梶田課長から説明があったように、漁獲内容等については、関係漁業者と十分協議をした上で、対応していくということによろしいでしょうか。
ほかに御意見はございませんか。

委員一同　（意見なし）

佐々木議長　御意見がないようでございますので、お諮りします。第1号議案、くろまぐろ及びするめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同　（異議なし）

佐々木議長　異議がないようですので、そのように、決定いたします。

4 （2）第2号議案（令和7年度の新規の許可等について（諮問））

佐々木議長　続きまして、第2号議案、令和7年度の新規の許可等についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

逢阪書記　それでは、資料2の1ページを御覧ください。
知事からの諮問文を朗読します。
（諮問文朗読）
諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久枝係長　（資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆様に御意見をお伺いします。

福島委員 別紙1のはえ縄漁業について、現在は許可制ではないとのことでしたが、底引き網漁業などは燃料費高騰の影響を受け、単価のいいアマダイを目的としたはえ縄漁業へ転換している漁業者がいます。

今後、資源の影響や漁業者間のトラブルも起きる可能性がありますので、ある程度管理していく方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

久枝係長 はえ縄漁業の定数のことでよろしいでしょうか。

定数につきましては、漁業者からそこまで情報を得ることができていないので、実態を把握しながら、必要に応じて検討していきたいと考えております。

福島委員 松山から来た遊漁者が小さなボートを使って、アマダイ狙いで釣りをしている人が増えてきています。はえ縄漁業も増えてきており、今後トラブルが起きることが想定されます。今後、管理していくためにも許可制にするほうがいいと思いますので、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

梶田課長 福島委員から御指摘のありましたはえ縄漁業でございますが、たい、はも、あなごに限って許可制にしております。仮にアマダイを漁獲する場合は、自由漁業となってしまいます。もし、規制をかけるとしても、冠のたい、はも、あなごをのけてしまえば、全てを規制することができます。

現状としましては、調整規則上がそのようになっていませんので、そのあたりは本県の特別な事例かもしれませんが、現状としてはそのようになっております。

佐々木議長 ほかに御意見はございませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。

第2号議案、令和7年度の新規の許可等につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 異議がないようですので、そのように、決定します。

4 (3) 第3号議案(新規の許可等について(諮問))

佐々木議長 続きまして、第3号議案、新規の許可等についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢 阪 書 記 それでは、資料 3 の 1 ページを御覧ください。
知事からの諮問文を朗読します。
（ 諮問文朗読 ）
諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久 枝 係 長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆様の御意見をお伺いいたします。
御意見はございませんか。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第 3 号議案、新規の許可等につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委 員 一 同 （ 異議なし ）

佐々木議長 御異議がなしと認め、そのように、決定します。

4 （４）第 4 号議案（宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示について）

佐々木議長 続きまして、第 4 号議案、宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

逢 阪 書 記 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより御意見をお伺いします。何か御意見ありませんか。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りいたします。
第 4 号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委 員 一 同 （ 異議なし ）

佐々木議長 異議がないようでございますので、そのように、決定します。

4 (5) 第5号議案（宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示について）

佐々木議長 続きまして、第5号議案、宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示についてを議題とします。

事務局から、説明願います。

逢 阪 書 記 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより御意見をお伺いいたします。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第5号議案、宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委 員 一 同 （ 異議なし ）

佐々木議長 異議がないようですので、そのように、決定をいたします。

5 報告事項（1）くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

佐々木議長 以上で、事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、次に報告事項に移ります。くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢 阪 書 記 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

久 枝 係 長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

5 報告事項（2）資源管理の状況等の報告について

佐々木議長 特に御質問がないようでございますので、続きまして、資源管理の状況等の報告についてを報告願います。

久 枝 係 長 （資料に基づき説明）

逢 阪 書 記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 一 同 (質 疑 な し)

5 報告事項(3) 連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況について

佐々木議長 特に、御質問がないようでございますので、続きまして連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況についてを報告願います。

逢 阪 書 記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 一 同 (意 見 な し)

佐々木議長 特に御質問がないようでございますので、以上で、報告事項を終わります。

6 その他

佐々木議長 以上で、事前にお知らせをしておりました議題は、全て終了しましたが、最後にその他として何かございませんか。

委 員 一 同 (意 見 な し)

佐々木議長 事務局から、何かありませんか。

事 務 局 (特 に な し)

佐々木議長 それでは、全ての議事が終了しましたので、これをもって本日の委員会を閉会させていただきたいと思いますが、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

3月31日をもちまして、任期4年間が満了となります。今後は、委員さんが継続するのか、変わられるのかわかりませんが、いずれにいたしましても、4年間皆様方の格段の御協力のおかげで、円滑な会の進行ができたと思っております。調整委員会の任務は、主に知事からの諮問が中心ではありますが、漁業関係にとっては、とても重要な組織であり、

役割を担っています。4年間は皆様方のおかげで対応することができましたが、今後も継続して委員になられた際は、引き続きこの委員会の内容も含めて、皆様方の役割を十分果たしていただきますようお願い申し上げます。

特に4年間皆様のおかげで委員会の運営ができたことを、改めて心厚く御礼を申し上げまして、本日の閉会の挨拶に代えさせていただきます。

以上で全議事を終了し、閉会をいたします。本当にありがとうございました。

14時27分 閉会